

## タイ企業による日本の太陽光発電事業参入 ～日タイ間ビジネス構造に変化の兆し～

1980年代後半以来、四半世紀にわたって続いてきた日本企業のタイ進出ブームは、人件費高騰や政治不安等を背景に、徐々にその熱を失いつつある。一方、太陽光発電事業分野において、日本政府の再生可能エネルギーに対する固定買い取り価格制度（FIT 制度）を狙ったタイ資本による日本への事業展開事例が増えている。投資「先」国から投資国へ——。タイ資本の日本での事業展開に向けた環境が整いつつある。

### タイの FIT 制度は限定的に

タイ政府は、民間発電事業者からの電力買い取り制度を 1992 年に開始しており、2007 年には従来の買い取り価格に固定プレミアムを上乗せする優遇制度「Adder」制度を導入したが、太陽光発電電力に対して最も高い固定プレミアム価格を設定したため、政府の想定を上回る数の案件が申請され、エネルギー価格への影響が懸念されるまでとなった。このため 2010 年には太陽光発電事業に対する新規案件受理が停止され、その後 2013 年に太陽光発電については従来の Adder 制度より助成額の低い FIT 制度に移行された。太陽光発電事業に対する FIT 制度は、現在もルーフトップ型と政府機関および農業協同組合向けに限定して継続されているが、メガソーラーに対する割当はすでに終了し、新規の認可割当の取得は困難であることなどから、発電事業者にとってタイの太陽光発電市場の魅力はこの数年間で大きく減少している。

なお、売電を目的としない自家消費型太陽光発電の分野においては、日本の 1.4 倍以上の日射量やバンコク近郊を中心に立ち並ぶ大規模工場の屋根の存在により、タイは未だ魅力的な市場であるといえる。この数年間、EPC 事業者、パネルやインバーター等の設備業者、保守・運用（O&M）事業者など、太陽光発電に関連した事業を行う日系企業のタイへの事業進出が多く見られ、この傾向は今後も当面の間続くものと見られる。

### 日本の FIT 制度変更とタイ企業の進出

日本における FIT 制度による買い取り価格も、タイと同様、電気料金への転嫁で家庭や企業の負担が重くなったことなどを背景に、順次引き下げられてきている。出力 10kW 以上の設備を持つ企業などによる太陽光発電の電力買い取り価格は、FIT 制度が開始した 2012 年度には 1kWh あたり 40 円であったが、2016 年度には同 24 円にまで引き下げられた。この間、外資による日本の太陽光発電事業への参入が相次いだが、その中にはタイ企業も多く含まれている。その多くはエネルギー分野を本業とした企業による参入であったが、中には異業種による無関連多角化といえる投資もあり、日本の太陽光発電事業への投資はタイにおける一つのブームであったことが伺える。タイではメガソーラーに対する FIT の新規取得が困難になっているのに比べ、日本では買い取り価格こそ引き下げられたものの、メガソーラーでの FIT 制度自体が存在していることがその要因と考えられる。

タイ企業による日本国内での主な太陽光発電事業開発案件

社名	本来業種	場所	発電設備容量 (MW)
チョー・スチール・インダストリーズ／プレミア・ソリューション（チョー・スチール子会社）／ラチャブリ・エレクトリシティー・ジェネレーティング	鋼片製造／発電	福井、鹿児島、京都、大分、茨城、島根、長野、福島 等	23
カンクン・エンジニアリング	発電設備調達	宮城	38.1
イーストコースト・ファニテック	家具製造	兵庫	1.5
バンプー	石炭開発	福島、滋賀	37
ビンテージ・エンジニアリング	建設	三重	0.98
タイ・ソーラー・エナジー	太陽光発電事業	石川	17.5
グローバル・パワー・シナジー (PTT 子会社)	エネルギー全般	岩手	20.8
イースタン・プリンティング	印刷	宮城	23
バンチャーク (BCPG) ※	製油	鹿児島、熊本、宮崎、秋田	25.9
SPCG	太陽光発電事業	鳥取	30
アクア・コーポレーション	広告事業	岩手、山形	3.8

※バンチャークは、米サンエジソン社の日本事業を買収

出所：各社ニュースリリース等ソースをもとに日本テピア調べ。

### スタンドバイ L/C の活用による資金調達

これらの太陽光発電事業投資案件の出現に伴い、タイ企業が対日直接投資を行う際のサポート環境も整備されてきている。ファイナンス面では、2015 年 9 月に東京スター銀行がプレミア・ソリューション社（上表 上から 1 社目）の日本法人に対し、タイのカシコン銀行が発行するスタンドバイ L/C の活用により、太陽光発電事業開発に係る資金 15 億円の融資枠を設定した。スタンドバイ L/C は信用状の一種で、貿易取引の中で購入代金回収リスクを保証するために使用されるのが一般的だが、海外事業投資の資金調達に活用することで、進出先現地通貨での資金調達が容易になり、進出の際の課題のひとつである為替リスクを抑えることができる。これまでも日本企業のタイ進出時に利用されることはあったが、タイ企業が日本進出時に本制度を活用したケースとして注目される事例であり、今後、タイ企業の日本への事業投資が増えるに連れ、同制度の利用も増えていくものと思われる。

### タイ企業による投資は今後も続くか

経済産業省は、2019 年度までに FIT 価格を現状からさらに 2 割程度引き下げる方針を示している。さらに昨今の為替も円高・パーツ安基調にあるため、この数年間に見られたタイ企業による同分野への投資が今後も同様に増えていくかは懐疑的である。しかし、太陽光発電事業で

日本進出を果たしたタイ企業は、同事業で設置した拠点や、事業運営の過程で蓄積された日本でのオペレーションに関するノウハウや人材、円資金等の各種リソースを足がかりに、今後、本業やその他事業分野での日本における事業展開を図ることが可能となる。これまでの日タイ間のビジネス関係は日本企業によるタイへの事業進出の形態がほとんどであったが、タイ企業による一連の太陽光発電事業分野での対日投資は、この流れを変えるひとつの契機となる可能性がある。

(石毛 寛人)